HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における社会的養護経験者の高等教育への進学と就学支援を考える ： 米国のFostering Higher Education に学ぶワークショップの報告
Author(s)	井出, 智博; 片山, 寛信; 安田, 徹 他
Citation	子ども発達臨床研究, 22, 47-60
Issue Date	2025-06-20
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.22.47
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95714
Type	departmental bulletin paper
File Information	05-18821707_22.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

実践報告

北海道における社会的養護経験者の高等教育への進学と就学支援を考える
― 米国の Fostering Higher Education に学ぶワークショップの報告 ―

井出　智博[1]・片山　寛信[2]・安田　徹[3]
エイミー・サラザー[4]・粟津　美穂[5]・岡田　志保[6]

Examining Support for Enrollment and Schooling of Children and Youth Experiencing Alternative Care in Hokkaido:
Insights from the Fostering Higher Education Initiative in the U.S.

Tomohiro IDE, Hironobu KATAYAMA, Toru YASUDA,
Amy, M. SALAZAR, Miho AWAZU, Shiho OKADA

要　旨

本稿は北海道内で暮らす社会的養護経験者の高等教育への進学や就学維持を支援について検討する研究会の活動報告である。北海道内で社会的養護経験者のリービングケア，アフターケアに関わる支援者などが参加するステーク・ホルダー・ミーティング（SHM）に加えて，支援を社会実装することを意識し，中心的な関係機関の支援者や社会的養護経験者が参加するコア・チーム・ミーティング（CTM）が開催された。2 つの研修会では北海道内の社会的養護経験者の進学や就学維持に関する現状と課題が報告された他，米国で実践が重ねられてきた Fostering Higher Education の取り組みについて開発者である Salazar 氏から報告が行われた。本稿では SHM で報告された内容と CTM での議論を紹介する。

キーワード：社会的養護　高等教育　進学・就学支援　北海道　フォスタリング・ハイヤー・エデュケーション

1．ワークショップ開催の意図と意義について（井出）

本稿は北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター（以下，センター）の事業としての，北海道で暮らす社会的養護児童の高等教育への進学やその後の就学支援について考えるワークショップ（以下，WS）に関する活動報

[1] 北海道大学大学院教育学研究院　准教授
[2] 北海道医療大学看護福祉学部　助教
[3] 社会福祉法人北翔会札幌乳児院
[4] ワシントン州立大学バンクーバー校人間発達学部　准教授
[5] 特定非営利活動法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス　エグゼクティブ・ディレクター
[6] 特定非営利活動法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス　全国フォスターユース・ネットワーク マネジャー

10.14943/rcccd.22.47

告である。まず，本稿で紹介するWSを企画，開催した背景にある問題を整理しておきたい。

社会的養護とは保護者のない児童や，保護者に監護させることが適当でない児童を，公的責任で社会的に養育し，保護するとともに，養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことであり，具体的な担い手として里親家庭や児童養護施設などの児童福祉施設がある。そこで暮らす子どもを本稿では社会的養護児童と呼ぶが，彼/彼女らにとって大学などの高等教育への進学，およびその後の就学を維持することは非常に重要な意味を持つとともに，様々な困難をはらんでいる。高等教育に進学すること，あるいはそれ修了することだけが彼/彼女らが社会的養護を離れた後の適応的な自立の条件になるわけではないが，家族の後ろ盾がない中で社会に巣立っていかなければならない社会的養護児童にとっては，高等教育に進学することによって資格や専門性を獲得することで就労の選択肢が広がり，安定した収入を得る職に就くことができる可能性が高まるといった経済的自立における意味や，在学中に仲間や様々なおとなのモデルに触れる機会を得ることによっておとな時代を生きるためのつながりを得ることができるという意味，あるいは高等教育を通じて自己効力感を得たり，自己理解を深めキャリア形成が進み，心理的安定や将来展望を得たりすることができるという意味がある。特に8割近い高校卒業者が高等教育に進学する我が国の現状においては，その後のキャリアを左右する重要な要素になり得る。しかし，里親家庭で暮らす子どもの高等教育への進学率は58.0%，児童養護施設で暮らす子どもの進学率に至っては38.9%にとどまっており，一般的な進学率との間に大きな差がみられる。加えてブリッジフォースマイル（2024）の調査によると，進学後2年の間に約2割の進学者が中退していることが示されており，社会的養護児童の高等教育の進学や就学維持には大きな課題があることが分かる。こうしたことからWSでは，特に北海道で暮らす社会的養護児童の高等教育への進学，就学状況を整理したうえで，Amy Salazar氏からご自身が開発し，米国で実践を重ねてこられたFostering Higher Education（以下，FHE）を紹介していただき，北海道の社会的養護児童の高等教育への進学と就学支援を考えることに取り組んだ。

なお，WSはSalazar氏が所属するWashington State University- Vancouverの協力を得て，日米の社会的養護経験者（本稿では，社会的養護児童，及び現在はすでに社会的養護を離れているが過去に社会的養護を経験した方（以下，ケアリーバー）を包括する語として用いる）によるユースアドボカシーに取り組むインターナショナル・フォスターケア・アライアンス（以下，IFCA）と当センターが共催したものである。具体的には2024年12月6日に北海道内で社会的養護経験者の自立に関わる支援機関の支援者などを参加者としたステーク・ホルダー・ミーティング（以下，SHM）を開催（参加者；32名）し，12月8日には支援を社会実装することを意識したコア・チーム・ミーティング（以下，CTM）を開催したが，本稿ではSHMの中で提供された内容を各章ごとにまとめて紹介するとともに社会的養護経験者も参加して行われたCTMでの議論の一部も紹介する（以下，各章が研修時のテーマ，章題の後の（　）内にSHMの際の講演者・当該章の担当筆者を示す）。

2．インターナショナル・フォスターケア・アライアンスについて（粟津）

(1) 団体設立の背景

IFCA[7]は，現在の団体代表者である筆者（粟津）と，他のふたりの米国在住のソーシャルワーカーによって，2012年に設立された。当時は，「米国と日本の児童福祉の架け橋をつくる」というスローガンのもとに，すでに法人格を取得していた米国のIFCAと，日本ではまだ任意団体だったIFCA-Japanが連携して活動をスタートした。そ

[7] IFCAのwebサイト：https://ifcajapan.org/index.php

の後，2019 年に IFCA-Japan が特定非営利活動法人になったのをきっかけに，日米両国の IFCA は全ての子どもと若者が愛され，支えられ，自身の可能性を最大限に発揮できる社会の実現を目指すというビジョン，国を超えた，多様な考えの交流，協働，つながりづくりを通して，子ども家庭福祉のシステムを前進させるというミッションを共有した。そのうえで団体の創設者たちは，社会的養護が改善されるためには，制度を生き抜いた当事者ユースというその道の『専門家』の声と参画，そして子どもの日々のケアにあたる養育者同士が連携できる環境と，エビデンスに基づいた児童福祉専門職トレーニングが不可欠であると考え，IFCA は団体独自の 3 つの事業を構築した（図 1）。

図 1　IFCA の事業の 3 つの柱



（2）IFCA の 3 つの事業

1）ユース・プログラム（施設や里親家庭を経験した若者たちのための事業）

日本では毎年，2 千人あまりの若者たちが児童養護施設や里親家庭を離れて自立する。IFCA では，移行期にあるこうした若者たちを「フォスターユース」または「ユース」と呼び，かれらが孤立することなく，社会的養護の経験者という共通項でつながる仲間と安心して活動できる場を作りたいと考え，移行期に重要なスキルと知識，世界的な視野を持って生きるための機会を提供してきた。

IFCA は 2013 年に日本とアメリカのフォスターユースのグループを結成し，かれらがお互いの国を訪ねて交流できるプログラムを立ち上げ，それ以来，日米のユースたちは，自分の声を社会に向かって発信するさまざまな活動を継続してきた。日米のユースメンバーは，現在までに 50 回以上のイベントを主催･共催し，6,000 人以上の聴衆に，自らのストーリーと意見を届け，約 25 回実施した海外プログラムには，約 80 名の日米の若者たちが参加した。

現在では，北海道から九州まで 5 つの地域チームを形成して，17 歳から 27 歳までのユースが伴走者の大人（サポーティブ・アダルト）とともに，子どもの権利擁護と自立支援制度の改善のために日々，活動しており，こうした活動を基に，日本

でも「ユースボイスの重要性，当事者参画が社会に与える影響力」が理解されるようになってきている。

2）ケアギバー・プログラム（里親など養育者のための事業）

日本では要保護児童の 8 割近くが施設で暮らしており，他の先進国と比較すると，施設養育の利用率は現在でも非常に高く，里親の数を増やし，子どもを家庭的な環境に移すことがここ 15 年来の喫緊の課題であった。その課題は，現時点では解決を見ていないだけでなく，最近の調査では，8 割の里親が「子どもの養育に困難を感じている」と訴え，4 人にひとりの里親が難しい養育の結果「措置解除」を経験していることがわかっている。委託後 1 年未満で里親としての養育を断念してしまう里親の数も同じく，4 人にひとりという統計がある。IFCA が目指すのは，地域の里親や養親が連携し，安全な子育てができる環境である。2018 年に，日本に新しい里親家族支援の仕組みを築くために“モッキンバード・ファミリー ™”というプログラムの導入を開始した。これは，地域のベテラン里親とその家族につながる 6 から 10 の家庭をひとつのグループとし，その中で定期的は交流や子どものレスパイトを行い，さらにそれを地域の専門機関が支えるという重層的な養育者支援である。少数のパイロット・プロジェクトとして開始したこのプログラムは，現在では札幌市，栃木県，東京都，福岡市の 4 箇所で実践されている。

定期的なレスパイトや緊密な関係性づくりにより，養育の質は改善され，里親は「支えられているし，自分も他の里親を支えている」という感覚を常に持つことができ，里親業を離れる人はいないだけでなく，このモデルそのものが新規の里親リクルートにつながっている。地域の重層的な養育者支援が児童相談所や他の機関へのアクセスをスムーズにし，子どもたちの情緒や行動にポジティブな変化が顕著に現れている。

3）プロフェッショナル・プログラム（児童福祉の仕事に携わる専門職のための事業）

IFCA は，日本とアメリカの子ども家庭福祉の専門職がお互いの知識や経験を生かした交流と協働を推進できるよう，プロジェクトの構想，計画および経済的支援を行い，子どもや家族に最良のサービスを提供してきた。IFCA は，虐待を受けた子どもの心的外傷後ストレス症候群の発病率が 4 割で，その社会的コストは 1 兆 6 千万円というデータに着目し，2012 年，トラウマフォーカスト認知行動療法（以下，TF-CBT）の日本への導入を開始した。その年，米国の TF-CBT 公式トレーナーが来日し約 120 名の心理職に入門トレーニングを行ったのを皮切りに，数年間で全国各地でワークショップを開催し，その受講生は 400 名を超えている。2018 年からは，米国講師のみでなく，日本でトレーナーとして資格所得した IFCA の臨床ディレクターらが中心となって地域に根ざした TF-CBT 拡充活動を展開している。

（3）これからの IFCA

米国 IFCA は，日本の社会的養護に知識とインスピレーションを与える重要な役割を果たしてきた。これからは，世界の他の国々との連携と協働を通じた事業の拡大を計画している。それに対し IFCA-Japan は，団体メンバーと事業受益者が年々増加しているだけでなく，昨年度からは会員制度が始まり，支援者の数も増加している。本報告にある FHE のような関係性を通じた移行期の当事者支援には，意識の転換と経験豊かな人材が必要である。新しいアイデアと方法を常に模索・実践してきた IFCA だからこそ，こういった最先端のプログラムを推進する役目があると自負している。

3．日本・北海道の社会的養護の現状（安田）

こども基本法は，令和 4 年 6 月に成立し，令和 5 年 4 月に施行された。このことにより，従来，18 歳までとされていた子ども家庭福祉における子どもの定義は，今後は年齢によりこども施策を

区切らないということになった。同法では，「こども」を「心身の成長の段階にある人」とし，一律に年齢で区切り必要なサポートが途切れてしまわないよう，こども施策の対象とするという前提をまず共有しておきたい。

日本全体で社会的養護の生活を担う場とされるのは，家庭養護と施設養護に分けられ，家庭養護は里親家庭やファミリーホームを指す。「社会的養護の推進に向けて」(こども家庭庁, 2024)のデータをもとに全国の家庭養護と施設養護の割合を比較すると施設養護の方が約 4 倍であった。同様に北海道の割合を算出すると，施設養護が家庭養護の約 2 倍であり，北海道内では全国平均に比べ家庭養護の推進が進んでいる状況にある。

ところで，日本において児童虐待の件数が増加の一途をたどっていることは知られているところだが，後に話題とする「被虐待体験がありながらも今まで公的支援につながらなかった者」はどの程度いるのだろうか。その数を正確に知ることは困難だが，「社会的養護の推進に向けて」（こども家庭庁，2024）をもとに全国アフターケア事業所ネットワーク“えんじゅ”で共有された資料では，令和 3 年度児童虐待相談対応件数 207,660 件，児童虐待を要因として一時保護されたが同年度中に一時保護を解除した件数 27310 件，虐待を主訴として施設入所された件数 4,421 件（児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110 件と示されている。この件数から，一時保護した児童のうち施設入所等（里親を含む）の措置とならず家庭へ戻り生活してきた者の割合を算出しようとした時，施設入所件数の約 3 ～ 6 倍の子どもが，虐待により一時保護された後に家庭に戻っていると推察できる。同様に別のデータから“えんじゅ”で共有された資料も紹介する。長期間虐待を受けた経験がありながらも，社会的養護に入らずに地域で暮らしている人は，全国で最低でも 11.3 万人ほどいると考えられる（法務総合研究所，2020）。

ケアリーバーの困難さを示すデータとして，①大学進学率が一般家庭の半分以下であること，②就職者の二人に一人が非正規雇用で働いていること，③高校卒業後の就職者のうち二人に一人が 3 年以内に離職していること，④生活保護受給率が同世代の 18 倍にも及ぶことが挙げられる（永野・有村，2014）。筆者（安田）は北海道内の生活困窮者支援やホームレス支援団体のスタッフの話として「生活保護を受ける手前で地域のセーフティーネットに触れる若者たちが近年非常に多くなってきている」，「一昔前は，ホームレス支援活動の中では高齢者と接することがほとんどだったが, 今は若者たち特有の接し方を学ぶ必要がある」という話をうかがう機会があった。このような北海道内の実践者たちの実感は，先に述べた全国的なデータと同様の状況が北海道内にもあることを示唆するものであると言えるだろう。

これらのように，社会的養護経験者はもちろんのこと，被虐待経験，あるいは児童期逆境体験を有しながらも公的な支援につながらなかった方たちは自立生活上の困難を抱えており，近年は両者を包摂するような研究や実践の必要性が高まってきている。

4．北海道の社会的養護児童のその後　－パーマネンシー保障と就学に伴う移動－（井出）

北海道は広大な面積を有し，道内は 14 の総合振興局・振興局に区分されている。各振興局管内には振興局が所在する中核都市があるが，実際には人口が札幌都市圏に集中する傾向にある。これは社会的養護経験者についても同様の状況があり，多くの社会的養護経験者が就労や進学のためにそれまでケアを受けていた地域を離れて生活する実情がある（表 1；井出，2023）。社会的養護経験者にとってパーマネンシーの保障，すなわち養育者との関係を維持したり，慣れ親しんだ環境を離れることなく暮らし続けたりすることができることが重要な課題となっているが，北海道の地方でケアを受けてきた社会的養護経験者にとっては，高等教育に進学することはパーマネンシー保障が困難になる可能性を含んでいるため，高等教育への進学や就労維持を支援するための方略は国内の

表１　進学者の居住地域の変遷

解除後			措置中	
32	札幌市	←	9	札幌市
		←	5	後志管内
		←	4	ﾙﾈｰｻﾝｽ管内
		←	3	石狩管内
		←	3	函館市
		←	2	旭川市
		←	2	帯広市
		←	2	上川管内
		←	1	胆振管内
		←	1	後志管内
5	石狩管内	←	2	後志管内
		←	1	上川管内
		←	1	札幌市
		←	1	旭川市
3	道外	←	1	函館市
		←	1	札幌市
		←	1	空知管内
2	胆振管内	←	1	函館市
		←	1	胆振管内
2	旭川市	←	2	旭川市
1	函館市	←	1	函館市

他地域と比べても重要な意味を持つと言える。

５．社会的養護自立支援事業と社会的養護自立支援拠点事業について（安田）

「社会的養護自立支援業」（以下，自立支援事業）は，平成 29 年 3 月 31 日の厚生労働省通知（雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により開始された。自立支援事業実施要綱では，「里親等への委託や児童養護施設への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち，自立のために支援を継続して行うことが適当な場合について，22 歳に達する日の属する年度の末日まで，個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより，将来の自立に結び付けることを目的とする」とされている。一方，「社会的養護自立支援拠点事業」（以下，拠点事業）は，令和 6 年 3 月 30 日のこども家庭庁通知（こ支家第 183 号こども家庭庁支援局長通知）により開始された。拠点事業の実施要綱では，社会的養護経験者等の孤立を防ぎ，必要な支援につなぐため，相互の交流を行う場を開設し，必要な情報の提供，相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに，これらの者が帰省先を失っている場合等において，将来の自立に結び付けることを目的とする」とされている。

この 2 つの事業は，令和 4 年度改正児童福祉法を受けて切り替わってきたものであり，その内容の違いを含めて実態と併せて紹介する。令和 6 年度から施行された同法により，令和 5 年度まで北海道で実施されてきた自立支援事業では，筆者（安田）は支援コーディネーター業務に携わってきた。この事業は，社会的養護施設等が担うアフターケア以外に，地域のマンパワー（支援コーディネーター・生活相談支援相談員・就労相談支援相談員など）を増やすという側面が一つある。またもう一つの側面に，施設等の継続支援を要する場合に施設等が支援体制を築けるように費用面を手当するということがある。簡単に説明すると，この 2 本立ての構成となる事業だった。令和 6 年度からは，この地域のマンパワー増員にあたる部分を拠点事業へ移行し，施設の継続支援費にあたる部分は別の仕組み（児童自立生活援助事業）へ再編成されたという変化があったということだった。そして今まで対象とされていなかった，「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等」（社会的養護経験者等）も，対象者に含まれた。

すなわち，従来の自立支援事業は，地域のマンパワーと施設等への費用（住環境・生活支援・提供する職員体制への公的費用）がそれぞれあり，支援コーディネーターが作成する計画内容に必要性を位置付けることで若者たちへ提供される土俵に乗るという仕組みであった。そのため，支援コーディネーターが若者本人と面談した内容をもとに必要なサポートをピックアップして地域のサポーターと繋ぎ合わせることで，22 歳になった年度末までの期間を上限として若者本人へ必要な支援が行き届くようにしていく事業となっていた。ま

た施設入所しなかった若者は対象外であった。北海道では2024年度の4月からこの事業が拠点事業に切り替わったため，「拠点」に地域のマンパワーを集約して，施設入所を経験しなかった若者も対象に含めて，相互交流・相談支援・緊急避難的住まい・機関連携の4機能を提供するという，包括的な取り組み方ができるように変更された。しかし，札幌市では拠点事業への切り替えは行われておらず，北海道の状況としては，まだ移行段階にあるということになる。そして再編成となった児童自立生活援助事業の中に，先述した施設等の継続支援体制が含まれ，北海道・札幌市共に既に実施されているということとなる。日本全国で見ると，拠点事業は各都道府県が必ず実施しているものではなく，できる地域から始まっているという現状でもある。

筆者が関わってきた若者たちは，児童養護施設に入所していた若者が8割を超えた。一方で，児童自立援助ホームや里親家庭のケースは年々増加傾向であったものの，事業の情報自体が周知しきれていない背景もあり，若者たちと直接面談をするという局面を迎えることが難しいところがあった。措置解除時の進路状況は，進学者が約3割，就職者が約7割弱であり，全国データとほぼ変わらない数値だった。進学者の内訳をみると，大学4割，短大1割，専門学校5割弱だった。

次に，北海道内の主に都市部へ進学者が集まりやすい傾向について，背景を交えて紹介する。政令指定都市である札幌市周辺には大学や専門学校が多く存在しているため転居先として多くなり，次いで旭川市も同じ理由で多い。これらの傾向は，出身施設等が札幌市近郊だった場合，高等教育進学後の新生活においても距離的に大きく離れることなく進学するため，出身施設に顔を出す等の交流はもちやすい。一方で，もともと札幌市内で生活していた者が遠方の施設等（胆振・日高・後志・空知など）へ措置入所した経過があるケースも少なくなく，施設入所数の3割～5割程度となる実態もある。これらのケースにおいては，地元へ戻る傾向が必然的に高くなり，出身施設等に信頼してきた大人がいた場合であっても，進学後には距離が遠く，気軽に頼れる先にはなりにくいという，今までの信頼できる人とのつながりが途切れやすいという現実がある。

広大な北海道において，進学や就職など様々な事情に合わせて住む地域を変えていくことは，同時に今まで関わり合ってきた人との繋がりが途切れてしまいやすいことを意味する。この生活環境の変化は，決して社会的養護経験者のみに発生する訳でなく，また例え社会的養護経験者であるからといって自分の意志で生活環境を大きく変えることは何ら咎められるものでもない。しかし，前述したように進学や就職を目的とした転居に迫られ遠方に移動していくことは，もともと自ら望み施設がある地域へ移り住んだ訳ではなかった者が高校生となり次の進路選択をする時期を迎えると，限られた選択肢の中から大きな変化を決断せざるを得ない状況に立たされるとも言える。そして，自ら自立に向かって力をつけていく必要性によって直面する「今まで信頼してきた大人との繋がり」が途絶えやすい局面を迎え，一般的な感覚とかけ離れた大きなストレスを丸抱えするという，いわば“自立”というより“孤立”に向かう分岐点になってしまってはいないだろうか。

6．北海道の社会的養護経験者の暮らしと必要な支援（安田）

ここでは，限られた選択肢の中から自らの進路を決め，信頼してきた存在から距離的に遠く離れて新たな地域での生活をスタートしていく北海道の社会的養護経験者の暮らしと，具体的に必要な支援はどのようなものがあるのかを幾つかの視点から論じたい。

筆者が関わってきた北海道内の高等教育へ進学する社会的養護経験者たちが，高校卒業時前後に自覚する自立課題として多かったのは，第一に「仕事の継続・充実」であり，就職者はもちろん進学者においても学業と並行してアルバイトを頑張り生活費を賄わなければならないため，多くのケア

リーバーが課題意識を持っていた。次いで「生活費のやり繰り」であり，児童期に経験を積み重ねにくかった金銭管理に不安を抱きやすい傾向がみられた。さらに卒業まで至るかの不安，自身の財産の管理に関する不安，社会的な手続きに関する不安などが見られた。その他，少数ではあるが，「家族との関係性」，「精神的安定」，「コミュニケーション」，「生活技術（掃除・洗濯・調理）」についての課題意識を持つ者もみられた。進学者において課題を自覚する割合が多かった項目の共通点は，未経験な未来に対する不安や課題意識であり，北海道の社会的養護経験者はそれまでの暮らしを離れ，未体験な出来事を自分一人で抱えていかなければならない不安を抱えていると言える。

こうした中，自立支援事業の開始により，高校卒業後も施設職員や里親からの継続支援を得られやすくなったという良い効果が生じているケースが増加しているが，①身近に頼れる存在が希薄になる，②中途退学，③住まいを失うという事態が生じてしまうと，彼らの暮らしは危機的な状況に陥る。①身近に頼れる存在が希薄になる背景には，出身施設から遠方の進路が選択される中でSOSが発信されず，あるいは発信されてもそれをキャッチすることが難しいという実状がある。次に②の中途退学の背景には，学業以外のこと（ギャンブル，付き合っている人，アルバイトなど）に依存し過ぎたことで単位が取得できなくなったり，学校の人間関係につまづいたりすること，あるいは引きこもりがちな生活になるという実状がある。最後に③住まいを失う背景には，貯金が尽きたり，誰にも相談せず問題を先送りし自力で解決できない段階に陥ってしまうということなどがあった。

こうしたエピソードから「支援者の不在」，「帰省先のなさ」，「資金不足」，「保証人の不在」，「アンバランスさ，」「リカバリーする力の弱さ」，「ストレス耐性の低さ」，「自己調整の未熟さ」，「メンタル不調」，「人間関係構築の苦手さ」，「受援力の弱さ」といった課題が浮かび上がってくる。こうした危機的状況を後から知った筆者が本人と話をしてみると，彼らが決して支援を望まなかった訳ではなく，「いつ相談すれば良いのか分からなかった」言葉を耳にすることが少なくなかった。

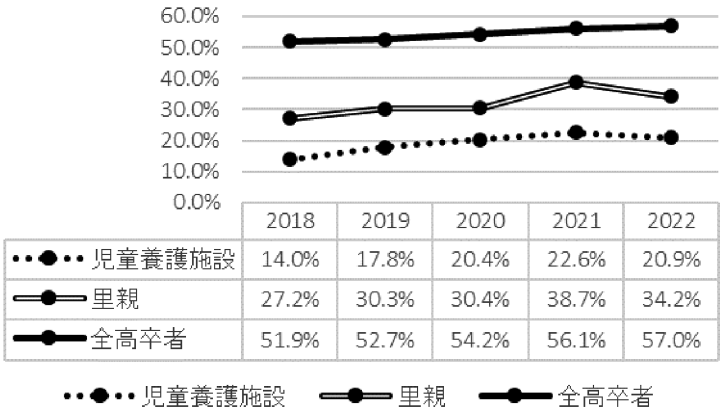
では，彼らが社会的養護を離れる前に私たちは何ができたのだろうか。筆者は経験に基づいて彼らが社会的養護を離れる際の心性を3つに類型化した。ひとつめは自分のことは全て自分で決めるので困ったことがあれば自分の判断で周囲をうまく頼る自信があるという「仲間重視タイプ」である。2つ目は頼れる家族・親族を近くで感じている「家族重視タイプ」，3つ目は自分の身に何が起こるか分からない，誰を頼っていいか分からないと感じている「不安優位タイプ」である。この類型化には社会的養護を離れる前に自身が確認できている「今後の支援の明確さ」の違いが大きく影響している。すなわち，社会的養護経験者にとっては，彼らが社会的養護を離れる前にその後に得られるサポート内容についての情報を得て，「今後の生活で何かあったらこの人を頼ろう」と自己選択できることが重要である。一方，制度やサポート情報を知っていても自分には活用する資格はない，活用してはいけない等の遠慮が先に立つ社会的養護経験者や，“おとなになってまで支援してもらわなければならない自分”を自認したくないと強い抵抗を示す社会的養護経験者も少なくなかった。

こうした社会的養護経験者が安定した生活を送ることができるようになった頃に話をすると，彼らが社会生活を渡り歩いていく力を身につけていることに気づかされる。彼らがそこまで生きてきた過程に身近で関わり続けてくれる存在，さりげなく相互に拠り所となる関係性を築いている存在があることが重要だと考えている。“自立”とは上手に周囲と頼り合いながら自分の足で人生を歩んでいくことであり，“孤立”しないためには本人が「身近な拠り所となる存在」を実感できていることが重要である。井出・佐藤（2023）に示されているように，社会的養護経験者自身は自立に際して主体的に“自分”を生きていくことができるようになる支援を重視，あるいは期待している。

7．社会的養護経験者の高等教育への進学・就学維持の現状と課題（片山）

社会的養護児童の高等教育への進学率は，児童養護施設で 20.9%，里親委託児童で 34.2%であり，全高卒生の 57.0% と比較して低い状況にある（こども家庭庁，2024）。この課題に関する対応の１つとして，社会的養護児童への給付型の奨学金の充実が図られている。例えば日本学生支援機構では，「高等教育の修学支援新制度」として，社会的養護を必要とする者を対象とした，給付型の奨学金枠を設定している。さらに，全国児童養護施設協議会では，「就学・就職等に係る奨学金等各種支援制度等一覧」をホームページで発信している。他にも，「こども家庭庁の補助金を受け，有識者等のアドバイスを受けながら，社会的養護を経験したメンバーが中心となり，作成している」，『社会的養護経験者向け情報ウェブサイト Iris』をはじめ，奨学金等の情報を発信するサイトが増加している。また，社会的養護関係施設等への措置に関する年齢制限の撤廃などの対策が講じられ，徐々にではあるが，社会的養護児の進学率は向上してきている（図 2）。しかし先述の通り，全高卒者と比較すると，通学率は未だ低いのが現状である。

図 2　社会的養護児童・全高卒者の高等教育への進学率の推移（こども家庭庁，2024）



	2018	2019	2020	2021	2022
児童養護施設	14.0%	17.8%	20.4%	22.6%	20.9%
里親	27.2%	30.3%	30.4%	38.7%	34.2%
全高卒者	51.9%	52.7%	54.2%	56.1%	57.0%

平松（2017）は，社会的養護児が進学を希望する動機となる要因の１つとして，措置中の人との出会いが関係していることを示し，さらに，「実践的な経験の場を提供したり，児童養護施設退所者の様々な進路を紹介したりすることにより，その支援が進路を考える契機」となるとしている（平松・堅田，2020）。また，永野（2012）は社会的養護児童の進学意欲は，一般的な向上心に加えて，自身の育ちの中から進学の目標をもつことであると指摘している。すなわち，社会的養護児童には，自身の進学が具体的な可能性としてイメージできるような機会が必要なのである。具体的には，なるべく日常に近い状況で大学の雰囲気や大学で学べる内容についての実践的な体験，大学教員との対話やロールモデルとなる大学生との交流の機会をベースとした進路を考える機会が考えられるが，その際，社会的養護児童が安心安全に参加できる環境の中での取り組みが必要である。

社会的養護児童の高等教育に関わる課題は，低い進学率に関することだけではなく，就学維持にも課題があることが明らかになっている。松本らが実施した『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査』（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング，2021）の「最終学歴…卒業等の状況」の項目において，中退率が 4 年制大学では 11.8%という割合

であることが示されている。他にも，ブリッジフォースマイル（2024）の調査結果においては，4 年制大学進学者は，1 年 3 ヶ月で 16.4％が，2 年 3 ヶ月で 17.3% が中退していることが明らかになっている。データの収集方法が異なるため，単純な比較はできないことに留意する必要はあるが，これらは，文部科学省（2024）が示している全国の国公私立大学 (短期大学を含む) 及び高等専門学校の中退率 2.10% と比較すると，その中退率の高さがわかる。また，中退の要因としては，学習意欲低下が 58.7% やメンタル不調が 35.0% とされ，経済問題の 16.8% と比較して高い割合であることが示されている。同調査では中退後の状況について，「正社員・正規公務員として就労中の人の割合は，進学先を卒業した人は半数以上の 53.3％」であることに対し，「中退した人は 15.4% と大きな差」が見られ，「一般的には不安定雇用と言われる派遣・契約社員・パート等の割合が 45.6%と高く，また，無職の割合が 14.0%」となっており，中退後においても不安定な状況があることを指摘している（ブリッジフォースマイル，2024）。

進学先である高等教育側のサポート体制について，全国の大学の学生支援に関する調査（上田，2021）では，金銭面のサポートだけではなく，学生生活上の悩みの相談や，将来へ向けたビジョンを一緒に考えてくれるような関わりや，学生の不安を受け止め，寄り添い，共に考えてくれる場や人間関係が学内にあることが重要であることが示されている。一方で個別に連絡や相談がない状態で入学をした場合，高等教育機関の教職員は個々の学生について社会的養護児童と気づくことはなく，大きな問題が起こってから知ることが多い。在籍していた児童養護施設の職員も，高等教育機関の相談の窓口が不明瞭であり，連絡を躊躇した結果，対応が後手に回り修復困難な状態になり中退を引き起こしてしまうという指摘（藪，2024）もある。

高等教育を受け卒業することは，雇用の選択肢や生涯賃金に影響があるだけではなく，自分が興味を持ったことを深く学ぶ機会や，新たな人間関係との出会いにもなる。社会的養護児は，措置解除後も多様な生きづらさと共に生きている。高等教育への進学について，自分自身で決定できるだけの情報や，就学後も伴走することが可能な複数の相談相手，また就学維持に関する社会的養護と高等教育機関との過不足ない連携が重要であると考えられる。

8．FHE について（Salazar・岡田）

社会的養護の経験を持つ若者が中等後教育の目標を達成するための方法のひとつに，フォスタリング・ハイヤー・エデュケーション（FHE）プログラムがある。FHE は，Amy Salazar と Kevin Haggerty によって考案された，社会的養護を経験した若者のための中等後教育機関への進学・就学支援プログラムである。ここでは特に高等教育を想定して論を進めるが，FHE は，高校の後期（2 年生の後期以降～高等教育課程に入学する前）から高等教育課程の最初の学期くらいまでの最低 2 年間，若者に提供されるように設計されている。FHE に参加することで学生は高等教育進学に向けた準備，進路選択，出願，入学のサポートを通じて進学支援を受け，高等教育という新しい環境に適応するための支援を受けることができる。

FHE は ①高等教育進学に向けた目標，計画と行動の手順，②高等教育の落とし穴トップ 6，③メンターシップという 3 つの主要な要素から構成されている（表 2）。①と②は専門の教育アドボケート（以下，EA）によって実施され，③はメンターコーディネーター（以下，MC）によってマネジメントされる。

表 2　FHE の構成要素

構成要素①：高等教育進学に向けた目標，計画と行動の手順では，EA が若者と協力し，高等教育に進学する目標を明確にし，その目標を達成するために必要な課題を特定し，その課題を完了するための体系的な方法を整理する。EA は，この構成要素を実施するためにプログラム期間中の 2 年間，少なくとも月に 1 回，若者と継続的に面接を重ねる。
構成要素②：高等教育の落とし穴トップ 6 は，科学的に高等教育修了の妨げになることが知られている 6 つの要因（睡眠，ストレス／メンタルヘルス，身体的健康／病気になること，人間関係，経済的課題，アルコールと薬物の誤用）を中心に，教育と準備を提供するカリキュラムである。EA は 2 ～ 3 ヶ月に一度，各カリキュラムを提供する。高等教育に進学する前までに全カリキュラムを行い，若者が高等教育に進学した後に再びカリキュラムを実施する。
構成要素③：FHE メンターシップでは，若者と高等教育修了後の経験を持つメンターとのパートナーシップを構築する。このメンターは，すでに若者にとって既知の人（以下，自然なメンター）である場合もあるが，自然なメンターがいない場合は FHE の MC が募集した地域の人がメンターとなる。若者とメンターは，少なくとも月に 5 時間共に過ごし，関係を築き，「学業」「高等教育に関する活動・課外活動」「社会的支援」，「職業探求・準備」，「楽しみ」の 5 つのカテゴリーに分類される活動を行う。1 対 1 の活動に加え，メンターと若者のペアは年に何度も集まり，グループでのメンター活動に参加する。これは，他の進学に関心のある若者や，進学に成功した大人たちとの社会的ネットワークを築く機会を若者に与えることを意図したものである。

FHE のすべての構成要素で鍵となるのは，人間関係の構築である。National Scientific Council on the Developing Child（2015）が行った研究によると，思いやりのある大人が一人でもいることは，レジリエンスを育み，成人期に成功するための重要な保護要因となる。FHE では，EA，MC，メンター，プログラムに参加する他の若者やメンターとの有意義なつながりによって，若者が支援的な大人とのネットワークを構築することができる。

FHE 詳細については，Salazar ら（2016）を参照してほしい。

9．ステーク・ホルダー・ミーティング（SHM）参加者の感想とコア・チーム・ミーティング（CTM）の概要（井出）

ここまで研修時内容を紹介したが，本章では SHM の際に参加者に回答を依頼した事後アンケートの回答内容を紹介したい。

本稿で紹介したような研修の内容についての満足度について，「1 全く満足できなかった」から「7 非常に満足した」の 7 件法で回答を求めたところ，回答の平均値は 6.0（*SD=1.21*）であり，高い満足度が得られた。また，米国で進められてきた取り組みとしての FHE に対する理解について「1 全く理解できなかった」から「7 非常によく理解できた」の 7 件法で回答を求めたところ，回答の平均値は 6.1（*SD=0.93*）であり，本研究会を通して米国で実践されてきた FHE への理解が進んだことが示唆された。一方，それぞれの参加者が今後 FHE を実施していくかに関連する質問として，研修会の内容や資料が各所属機関で FHE に取り組むのに役立つかという質問（「1 全く役立たない」から「7 非常に役立つ」という 7 件法）に対して回答の平均値が 5.8（SD=1.05）であったのに対して，所属する組織が FHE を実施するのに適しているかという質問（「1 全く適していな

い」から「7 非常に適している」という 7 件法）に対して回答の平均値が 4.0（SD=1.96）と低い値を示した。こうしたことから，研修全般に対する満足度や FHE への理解度については一定の肯定的な評価を得たが，社会実装に向けては課題が残されたことが示唆された。この点について，自由記述では FHE による支援を通して提供される「継続的な関わりが孤立感を軽減できる」という記述に代表されるようにメンターやそれを取り巻く MC，EC といった服装的なサポート体制による伴走型の支援体制が構築されることで孤立を防ぐこと，孤立感を軽減させることへの期待が高いことが示されていた一方で，「身近な支援者が EA となる必要がある」「それぞれの役割を明確に説明しておかないと若者が混乱する」といったように当事者にとっては有意義な取り組みとなり得るが，それをどう提供するかというシステム上の課題の克服が社会実装に向けたポイントとなることが示唆された。

一連の研究会として，12 月 8 日には支援を社会実装することを意識し，北海道内の社会的養護経験者やすでに様々な形で社会的養護経験者のリービングケアやアフターケアに関わってきた方たち数名を参加者とし，FHE を参考にした社会的養護経験者の高等教育機関への進学や就学支援を社会実装することを目指すための CTM を開催した。CTM では SHM で整理された北海道の社会的養護経験者の自立，あるいは高等教育への進学をめぐる現状と課題，Salazar 氏から報告された FHE の内容をもとに，当事者である社会的養護経験者と支援者が北海道内で高等教育に進学する社会的養護経験者をサポートする体制を整備していくために何ができるかについて具体的に検討を行った。紙面の都合上，詳細については省略するが，支援者からは支援機関の役割の範囲で，あるいはそれを拡大することによってどの機関がどのような役割を担うことができるかについて，機関間の連携を含めた議論が提示された。当事者からは当事者から見た高等教育への進学，あるいは就学維持の困難さに加え，どのような人がメンター，あるいは MC や EA を務めることが望ましいかについての意見が出された。

10. まとめ　－今後の展望－（井出）

本稿で取り上げたように社会的養護経験者にとって高等教育への進学，および就学維持は重要，かつ困難を伴う課題である。しかし，それは社会的養護経験者に限られず，保護されるには至らなかったものの児童期逆境体験を有する若者たちなどにも共通するものである。

当センターでは地域的な課題について，大学と地域の専門機関，あるいは当事者が連携，協働しながら実践的な研究に取り組むことに取り組んできた。2025 年度，我々は北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センターに研究プロジェクトを立ち上げ，FHE を参照しながら北海道内の高等教育機関への進学，就学維持を目指す若者へのサポートについて実践研究を展開する計画である。このプロジェクトでは，道内の大学や施設や里親家庭などの代替養育機関，あるいはアフターケアに取り組む機関，そして社会的養護経験者，IFCA が協働しながら，地域の実情に応じたサポートの在り方を議論し，社会実装を目指す計画である。

引用文献

ブリッジフォースマイル（2024）全国児童養護施設 退所者トラッキング調査 2024：https://www.b4s.jp/wp-content/uploads/2024/11/B4S_TrackingReport2024.pdf：2025.3.12 閲覧

平松喜代江（2017）児童養護施設における社会自立に関する課題－大学進学について－，中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要，18，113-118.

平松喜代江・堅田明義（2020）児童養護施設退所者の大学等進学実現を可能にする支援について，社会福祉学，60（4），14-27.

法務総合研究所（2020）第 5 回犯罪被害実態（暗数）調査－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－：https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html；2025.3.12 閲覧

井出智博（2023）社会的養護経験者の道内定住とパーマネンシー保障：（一財）北海道開発協会令和4年度研究助成サマリー，開発こうほう，721，32-35.

井出智博・佐藤葵（2023）社会的養護経験者が必要だと考える自立支援の内容―質的研究による探索―，子ども家庭福祉学会，23，1-13.

こども家庭庁（2024）社会的養育の推進に向けて　令和6年　度，https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/6dc5801e/20240614_policies_shakaiteki-yougo_98.pdf：2025.3.12 閲覧

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2021）児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査：https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000863975.pdf：2025.3.12 閲覧

文部科学省（2024）令和5年度 学生の中途退学者・休学者数の調査結果について：https://www.mext.go.jp/content/20240627-mxt_gakushi01-000013028_1.pdf：2025.3.12 閲覧

永野咲（2012）児童養護施設で生活する子どもの大学等進学に関する研究：児童養護施設生活経験者へのインタビュー調査から，社会福祉学，52（4），28-40.

永野咲，有村大士（2014）社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション ： 二次分析による仮説生成と一次データからの示唆，社会福祉学，54（4），28-40.

National Scientific Council on the Developing Child（2015）. Supportive Relationships and Active Skill-Building Strengthen the Foundations of Resilience, Working Paper No. 13., www.developingchild.harvard.edu：2025.3.18 閲覧

Salazar, A. M., Haggerty, K. P., & Roe, S. S.（2016）. Fostering higher education: A postsecondary access and retention intervention for youth with foster care experience, Children and Youth Services Review, 70, 46-56., https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC5036585/

上田裕美（2021）児童養護施設出身学生への学生支援に関する調査：大学への質問し調査の結果から，大阪教育大学紀要総合教育科学，69，93-105.

藪一裕（2024）社会的養護経験者を受け入れて感じる当事者の強みと課題，児童養護施設経験者の大学等高等教育機関からの中退のリアル施設職員の役割と高等教育機関との連携の可能性，子ども虐待防止学会第30回かがわ大会抄録集，61-62.

Abstract

This paper presents an activity report of the study group examining support for enrollment and schooling of children and youth experiencing alternative care in Hokkaido. In addition to the Stakeholder Meeting (SHM) attended by supporters involved in leaving-care and after-care, the Core Team Meeting (CTM) was held with key institutional supporters and children and youth experiencing alternative care, focusing on the social implementation of support measures. At these two sessions, reports were presented on the current status and challenges related to support for enrollment and schooling for children and youth experiencing alternative care in Hokkaido. Furthermore, Dr. Salazar, the developer of the Fostering Higher Education initiative, provided insights into its ongoing implementation in the United States. This paper presents the findings from the SHM and the discussions held at the CTM.

Key Words : Alternative Care, Higher Education, Support for Enrollment and Schooling, Hokkaido, Fostering Higher Education